

京都大学吉田南総合図書館学生希望資料購入基準

(平成 27 年 3 月 25 日 吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 平成 30 年 2 月 13 日 吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 令和元年 8 月 29 日 吉田南総合図書館協議会決定)

- 1 この基準は、京都大学吉田南総合図書館（以下「吉田南総合図書館」という。）が購入の希望を受ける資料の購入選定に関して必要な事項を定める。
- 2 資料の購入を希望できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 京都大学吉田南総合図書館規程第 1 条に定める関係部局の学生
  - (2) 京都大学に所属する全学共通科目履修生（前号に掲げる者を除く。）
- 3 吉田南総合図書館は、購入の希望のあった資料（以下「希望資料」という。）のうち、本学の学生に有益と考えられる資料を蔵書として購入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
  - (1) 原則として、価格が 1,000 円に満たないもの
  - (2) 価格が 10,000 円を超えるもの（吉田南総合図書館運営委員会が適当と判断した資料を除く。）
  - (3) 継続して刊行される全集・叢書等
  - (4) バックナンバーを含む雑誌
  - (5) 購入希望者以外の利用が期待できない資料
  - (6) 内容が高度に専門的な資料
  - (7) 公共の場に配置すると差別・人権侵害と受け取られる可能性がある資料
  - (8) 利用者に誤った情報を与えるおそれがある資料
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、希望資料の購入を留保又は却下することができる。
  - (1) 資料の購入を希望する者が現に借用中の資料の返却を延滞している、又は延滞に伴う貸出停止の処分を受けている場合
  - (2) 同一人が同月に既に希望を提出している場合

- (3) 希望資料を吉田キャンパスの図書館・室で所蔵している場合（ただし、利用が多いと予想される資料は除く。）
- (4) 予算上、希望資料の購入が困難な場合
- (5) 購入を希望する資料が特定分野に集中し、蔵書構成上著しい偏りが生ずるおそれがある場合

附 則

この基準は、平成27年3月25日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年2月13日から実施する。

附 則

この基準は、令和元年8月29日から実施する。